

第 2 5 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 2 9 日 (月)

せたな町農業委員会

第25回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年6月29日(月) 午後1時30分から 1時58分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	大	口	賢	一
委員	1番	阿	部	紹	子
	3番	森		正	勝
	4番	水	野	幸	雄
	5番	大	羽	孝	志
	6番	小	島	敏	人
	8番	酒	井	誠	一
	7番	玉	木	久	志
	9番	日	置	和	彦
	10番	本	井		治
	11番	多	田	里	佐
	12番	松	崎		豊
	13番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員(1人)

2番 横 道 重 人

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
第5	議案第3号 農地法第4条の規定による許可について
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第8	議案第6号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第 25 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん大変お忙しい中、お集まりいただきました事を厚く御礼申し上げます。 令和 2 年も、もう半年があっという間に過ぎました。先日は夏至も過ぎまして 1 日 1 分ずつ日も短くなってくるということです。
会長	農作業に関しましては、水稻もこの間までは低温ということで、その分停滞はしていますが、一応順調かなと思っているところでございます。
会長	本日の協議会で農作物の状況というのを用意してございます。 また畜産の関係で、牧草関係は大変天候不順ということで、まだ半ばかなという感じでございまして、今後の不安が募るところでございます。 日照不足等ございますので、これからの天候回復をお祈りしたいわけでございます。
会長	コロナ対策は、本日もまた皆さんの席の間隔を離し、対策の方もしっかりやっていきたいと思っております。 コロナに関しては、今のところ特效薬というものはございませんので、当分の間は共存という形のなかで考えていかなければならないのかなと思っております。
会長	また、本日の案件は議案第 6 号まででございます。慎重審議の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではありますがご挨拶に代えさせていただきます。
事務局長	ありがとうございました。 本日、2 番横道委員より欠席の申出がございました。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思っております。
	【日程第 1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会

議長

議規則第 13 条の規定により、8 番酒井委員、9 番日置委員を指名いたします。

この指名は、第 25 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 2 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 19 番。貸主が []、[] さん。[]、[] さん。所在につきましては []、[]、地目は田んぼ、面積が [] m²、解約理由につきましては、自ら耕作するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 20 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[] さん。所在につきましては []、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[] の計 9 筆、地目は田んぼ、面積が [] m²、解約理由につきましては、法人化に伴い再契約するためでございます。

事務局

3 ページをご覧ください。

番号 21 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[] さん。所在につきましては []

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■ の計 6 筆、地目は田んぼ、面積が ■■■■ m²、解約理由につきましては、法人化に伴い再契約するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

4 ページをご覧ください。
番号 65 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■
■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、面積が
■■■■ m²、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期
につきましては 2020 年 6 月 29 日、対価の支払期限が 2020 年 11 月 30 日、
土地引渡の時期は対価の支払日、単価が ■■■■ 円、売買価格は ■■■■
円でございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 66 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 6 月 29 日から 2023 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 67 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

7 ページをご覧ください。

番号 68 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 6 月 29 日から 2023 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 69 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 6 月 29 日から 2023 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 70 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 4 筆 [REDACTED] m²、畑が 8 筆 [REDACTED] m² の計 12 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑、期間につきましては、2020 年 6 月 29 日から 2023 年 6 月 28 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、

畑の単価が 円、賃貸価格が 円、継続の賃貸借でございます。

10 ページをご覧ください。

[illegible]

13 ページをご覧ください。

番号 72 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

14 ページをご覧ください。

番号 73 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED] [REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 6 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、期間につきましては、2020 年 6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

こちらは、平成 31 年 3 月 4 日に契約の途中で賃貸料が変更になってございます。

15 ページをご覧ください。

番号 74 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■
■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、内、田んぼが 13
筆 ■■■■■ m²、畑が 4 筆 ■■■■■ m² の計 17 筆、面積が合わせまして
■■■■■ m²、利用目的は水田と普通畑、期間につきましては、2020 年
6 月 29 日から 2025 年 6 月 28 日までの 5 年間、田んぼの単価が ■■■■■
円、畑の単価が ■■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■■ 円、継続の賃貸借でござ
います。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について。
農地法第 4 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和 2 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 16 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、6 月 2 日の第 24 回総会で内容審査をしていただきまして、北海道農業会議へ意見聴取したものでございます。

事務局 番号 3 番。転用の目的につきましては、農家住宅の新築、転用期間は許可日から永久、申請者につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

事務局 6 月 19 日付けで北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めしておりますので、[REDACTED] 委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和 2 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 21 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、6 月 2 日の第 24 回総会で内容審査をしていた

事務局 だきまして、北海道農業会議へ意見聴取したものでございます。

事務局 番号 1 番。転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、転用期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日、貸主が■■■■■、■■■■■さん。借主が■■■■■、■■■■■代表取締役 ■■■■■さんでございます。

事務局 こちらは 6 月 19 日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。
議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めしておりますので、■■■■■委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。
農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和 2 年 6 月 29 日提出。せたな町農業

委員会会長。

事務局

資料 26 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が■■■■■、■■■■■さん。借主が■■■■■、■■■■■さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■■、地目は畑、面積が■■■■■ m²の内■■■■■ m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が■■■■■ m²、保安区域が■■■■■ m²、採取数量が■■■■■ m³、転用期間は令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日、位置図・配置図につきましては、30 ページに記載しております図 3 のとおりとなっております。

事務局

こちらの申請地につきましては、別添の調査書のとおり農用地区域内農地でございます。転用は原則不許可でございますが、農地に復元されるものに限り例外理由に、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものであることから、本件は期間が 1 年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定

事務局

するものとする。令和2年6月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料31ページをご覧ください。

番号10番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が[REDACTED]㎡、利用状況につきましては宅地と原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

こちらにつきましては、2020年6月9日に[REDACTED]代理、[REDACTED]委員、[REDACTED]委員と現地に出向き、目視で確認し農地以外であることを確認いただいております。場所につきましては、32、33ページでございます。

事務局

番号11番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の8筆、公簿地目は田、畑、牧場、宅地、原野、ため池、現況は農地採草放牧地以外と農地、面積が[REDACTED]㎡、利用状況につきましては畑と宅地と山林・原野でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

こちらにつきましては、2020年6月19日に[REDACTED]委員、[REDACTED]委員、[REDACTED]委員、[REDACTED]委員と現地に出向き、目視で確認しそれぞれ利用状況を確認しております。

[REDACTED]につきましては、現況が畑でございますが、台帳上田んぼになってございまして、畑に直していただきたいということで、農地から農地への現況証明になっております。

場所につきましては、34、35、36ページでございます。

事務局

番号12番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の5筆、公簿地目は畑、宅地、原野、雑種地、山林、現況は農地採草放牧地以外と農地、面積が[REDACTED]㎡、利用状況につきましては宅地と畑でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。

こちらにつきましても、2020年6月19日に[REDACTED]委員、[REDACTED]委員、[REDACTED]委員、[REDACTED]委員と現地に出向き、目視で確認しそれぞれ利用状況を確認しております。場所につきましては、37、38ページでございます。以上でございます。

議長

はい、確認ですが、番号10番の地図で原野と宅地に分かれていますが、宅地は青い屋根の部分だけで良いですか。

事務局

そうです。

議長

あとは原野で大丈夫ですね。

事務局	はい、そうです。
議長	はい、説明が終わりました。 議案第 6 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 25 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。 大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 7 月 30 日

会議録署名委員

8 番 酒井 誠一

9 番 日置 和彦

議長 厚田 嘉博